

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務 仕様書

1 委託業務名

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務

2 委託業務の概要

福島県ふたば医療センター附属病院(以下「附属病院」という)の公用車の管理(日常点検・給油等)を行うと共に、当該公用車を使用して、附属病院の医師等の送迎を委託するものである。

なお、運行イメージは別紙のとおり。

- ① 福島県福島市在住のセンター長及び運営支援監の自宅と附属病院の間の送迎。【別記1】
- ② 福島県立医科大学に所属等している医師(最大5名)の福島県立医科大学と附属病院の間の送迎。(乗車する医師の勤務の都合等により福島駅等と附属病院間の送迎を行う場合がある)【別記2】
- ③ 附属病院の訪問看護等に対応する職員(1名～2名)の送迎。【別記3】
- ④ 附属病院の訪問リハビリ等に対応する職員(1名～2名)の送迎。【別記4】
- ⑤ 突発的な用務に対応する職員等の送迎及び救急車で患者移送。【別記5】

3 管理対象等

(1) 管理対象車両(A～Kの11台)

	車両名	ナンバー	車台番号	初年度登録年月	運行イメージ
A	ニッサン セレナ	いわき 500 も 9161	C27-007265	平成 30 年 3 月	①
B	トヨタ プリウス	いわき 300 ひ 5561	ZVW50-6124336	平成 30 年 3 月	①
C	ニッサン セレナ	いわき 501 す 4233	C28-005112	令和 5 年 9 月	②
D	ニッサン セレナ	いわき 501 さ 854	GC27-067615	令和 3 年 1 月	②
E	スズキ エブリィ	いわき 480 き 912	DA64V-483591	平成 23 年 12 月	③④
F	ニッサン セレナ	いわき 800 さ 8951	GFNC27-013625	平成 23 年 12 月	③④
G	トヨタ 救急車	いわき 800 さ 7941	TRH226-0014194	平成 27 年 2 月	⑤
H	ニッサン キャラバン	いわき 300 ひ 5434	KS2E26-100184	平成 29 年 9 月	①～⑤予備
I	トヨタ プリウス	いわき 300 ひ 5435	ZVW50-8079756	平成 30 年 3 月	①～⑤予備
J	ホンダ フィット	いわき 500 も 8396	GP5-3414485	平成 30 年 3 月	①～⑤予備
K	ニッサン マーチ	いわき 500 も 8514	K13-075949	平成 30 年 3 月	①～⑤予備

(2) 管理対象車両の保管場所

A～D 福島県福島市杉妻町 地内

E～K 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 地内

4 委託業務の内容

- (1) 運行計画の企画及び立案
- (2) 職員、医師及び患者の送迎
- (3) 日常の点検整備（一般整備、法定点検整備、エンジンオイル交換、タイヤ交換に係る費用は含まない）
- (4) 燃料（レギュラー）の給油（送迎用A～Gについては燃料費を含むので、給油カード等により対応すること。予備車H～Kについては主に職員で利用するため燃料費を含まない）
- (5) 消耗品の補充交換・保管管理
- (6) 備品の保管管理
- (7) 事故の際の補償・処理
- (8) 事故の際の修理・手配（タイヤのパンク及びバースト（タイヤ修理キットを使用した場合修理キット代）、ホイールキャップの紛失、ホイールの破損、飛び石等の飛来物によるガラスのひび割れ及び破損、車内装備の損害に係る費用を含む）
- (9) 運転手の人件費（3（2）の管理対象車両の保管場所までの交通費含む）
- (10) 代替運転手の人件費
- (11) 管理対象車両の任意保険（自動車保険）への加入（保険料の費用を含む）

5 委託業務の時間等

- (1) 委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 附属病院では管理日において、基本管理時間は最大で7時～23時30分とする。
なお、附属病院は24時間365日体制で救急医療を提供する医療機関であることから、土日祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）も含めた車両の運行を行う。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 安全運行および運転行動に関する事項
 - ア 運転業務員は、道路交通法令を遵守し、交通事故の防止を最優先として、安全運行に努めなければならない。
 - イ 運転業務員は、急発進・急加速・急ブレーキ等の乱暴な運転操作を避け、乗車中の利用者の安全および快適性に配慮すること。
 - ウ 万一、交通事故または事件等に巻き込まれた場合は、附属病院の担当者に対して速やかに口頭で報告し、その後、報告書（顛末書）を提出すること。
 - エ 運転業務員は、自動車運転に関する専門知識および運転技能を有することに加え、気象・地理・応急救護・災害対応に関する基礎的な知識を習得し、安全かつ的確な運行に努めること。また、受託者は、これらの知識・技能の向上および再確認を目的として、定期的な内部研修を実施するか、あるいは附属病院が実施する研修等へ積極的に参加させること。

(2) 健康管理および就業可否に関する事項

ア 受託者は、運転業務員の健康状態（心身の両面）を常に適切に管理し、安全な運行に支障が生じないように留意すること。

イ 運転業務員に健康上の不安または問題があると判断される場合は、当該者を業務に従事させてはならない。また、かかる不測の事態が生じた場合においても、運行に支障を来さないよう、代替要員の確保や業務調整が可能な体制をあらかじめ整えておくこと。

(3) 時間管理および運行計画に関する事項

ア 運転業務員は、交通事情（道路渋滞・道路工事・事故等）および公共交通機関の遅延状況、ならびに天候情報（風雪・雨霧・雷・気温・台風等）を常時収集し、遅延防止に努めること。

イ 積雪等の影響が想定される期間においては、契約者の指示に基づき、出発時間を早めるなどの措置を講じ、診療業務への影響を最小限にとどめること。

ウ 積雪またはその他の要因により大幅な遅延が見込まれる場合は、必要に応じて車両台数の追加等を行い、運行の安定性を確保すること。

(4) 利用者および関係者への対応に関する事項

ア 運転業務員は、附属病院の構内外において、患者およびその家族等の利用者に対して親切かつ丁寧にし、不審感または不快感を与える言動を行ってはならない。

イ 業務中の不必要な私語を慎み、乗車中の利用者の快適性および安心感に配慮した対応を行うこと。

ウ 日常的に、附属病院の医療スタッフ、施設警備員、その他の関係者との連携および情報共有を図り、緊急時等における迅速かつ円滑な対応に備えること。

(5) 情報管理・守秘義務に関する事項

ア 受託者および運転業務員は、業務遂行上知り得た附属病院の業務情報、ならびに患者に関する情報について、関係法令の定めに従い、適切に取り扱わなければならない。

イ 前項にかかる情報については、契約期間中および契約終了後を問わず、関係者以外への漏洩を厳に慎むこと。

(6) 任意保険の加入について

受託者は、管理対象車両1台につき、次の各号に掲げる担保種類について、当該各号に係る金額を下限とする任意保険に、11台分加入すること。当該任意保険には、運転者年齢条件、限定運転手の条件等は付さないものとし、受託者の定める運転手以外の者が車両を運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。

- 一 対人賠償保険 無制限
- 二 対物賠償保険 無制限
- 三 人身傷害保険 無制限

四 搭乗者傷害保険 1名につき1,000万円

五 車両保険 時価

なお、受注者は、任意保険の加入後、遅滞なく証書等の写しを附属病院に提出しなければならない。直ちに提出ができないときは、加入を証明できる関係書類を提出しなければならない。

7 業務引継

遅延なく円滑に遂行するため、次期業務受託者に対し、管理対象車両の鍵の引き渡しとともに、十分な引継を行うものとする。

8 その他

(1) 附属病院については、送迎する職員及び医師等の勤務シフトに応じた1ヶ月分の運行計画を前月末までに契約権者に提出し、運行計画に基づいた業務を実施すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

また、業務開始後は、月1回、運行管理者は附属病院を直接訪問し、職員及び医師等の送迎計画を病院職員とともに読み合わせ確認し、担当する送迎に漏れがないよう万全を期すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

(2) 管理日において、車両を使用した際は、附属病院に備え付けの「自動車使用簿」に必要事項を記載すること。

(3) 高速道路を利用する際は、附属病院からETCカードの貸与を受けること。

(4) ETCカードを使用した際は、附属病院に備え付けの「ETCカード使用簿」に必要事項を記載すること。

(5) 上記(2)、(4)とは別に日々の業務を業務日誌等により附属病院へ報告すること。

(6) 運行計画等の変更等に確実かつ迅速に対応できる体制を構築すること。(運転管理責任者の代理等の設置、運転管理責任者と運転手等の間の連絡網の複数手段の確保等)

(7) 所定の運転手が急きょ車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築すること。

(8) 車両の引渡を受けた際は、現状の写真を添えたチェックシート(任意様式)を作成し、附属病院へ30日以内に報告すること。報告にない破損等については、4の(8)に定める事故の際の修理・手配の対象とする。

(9) その他仕様書に記載のない事項については、必要に応じ契約権者と協議すること。

【別記1】

○運行日：センター長 週2日程度(土日・祝祭日、年末年始を含む)を想定

運営支援監 週1日程度(土日・祝祭日、年末年始含まず)を想定

○送迎人数と使用車両：センター長1名 A セレナ、運営支援監1名 B プリウス

○運行イメージ

(福島→富岡：7時～8時45分) → (富岡→福島：17時～18時45分)

【別記2】

- 運行日：全日（土日・祝祭日、年末年始を含む）
- 送迎人数と使用車両：医師最大5名 C及びD セレナ

○運行イメージ

A：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：10時30分～12時15分）

B：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：15時15分～17時）

※ 福島駅等から乗車又は降車する医師がいるときは、所要の移動時間を前後に加える等する。

【別記3】

- 運行日：週4日程度（土日・祝祭日、年末年始を除く）を想定
- 送迎人数と使用車両：職員最大2名 E エブリィ及びF セレナ
- 運行イメージ

（富岡→診療圏域内）→待機→（診療圏域内→富岡）

※ 9時から16時の間で訪問看護等に係る職員の送迎を行う。なお、F セレナについては車いすのまま乗車できる福祉車両であるので、緊急時には乗車の操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。

【別記4】

- 運行日：週2日程度（土日・祝祭日、年末年始を除く）を想定
- 送迎人数と使用車両：職員最大2名 E エブリィ及びF セレナ
- 運行イメージ

（富岡→診療圏域内）→待機→（診療圏域内→富岡）

※ 9時から16時の間で訪問リハビリ等に係る職員の送迎を行う。なお、F セレナについては車いすのまま乗車できる福祉車両であるので、緊急時には乗車の操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。

【別記5】

○運行日：月曜日から金曜日までを想定。ただし、土日・祝祭日、年末年始の突発的な用務には対応すること。

- 送迎人数と使用車両：職員等 2名程度 G 救急車等
- 救急車による患者搬送（主として他院で検査を受ける際の病院間送迎）

※ 9時～16時まで附属病院に待機。突発的な用務に対応する職員等の送迎を行う。なお、緊急時にはG 救急車に搭載したストレッチャーの操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。